

平成25年定例第1回市議会会議録(第4日)

平成25年3月22日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	甲斐 佳代子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	企画財政課長	松藤 泰大
副市長	高野 道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田 良二
教育長	藤原 喜雄	契約検査課長	石橋 慎二
監査委員	平井 常雄	介護健康課長	更原 幸秀
総務部長	吉開 忠文	福祉事務所長	梅津 俊朗
市民生活部長	坂口 祐二	農林水産課長	大津 光若
環境経済部長 兼環境衛生課長 兼企業誘致推進室長	坂本 学	商工観光課長	古賀 義教
建設都市部長	横尾 健一	上下水道課長	坂梨 一広
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
消防長	塚本 哲嘉	教育部指導室長	藤木 文博
総務課長	馬場 洋輝		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 みやま市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第2号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第3号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- (5) 議案第5号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- (6) 議案第6号 みやま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- (7) 議案第7号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第8号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- (9) 議案第9号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第10号 みやま市道路構造の基準に関する条例の制定について
- (11) 議案第11号 みやま市道路標識の寸法に関する条例の制定について
- (12) 議案第12号 みやま市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- (13) 議案第13号 みやま市準用河川条例の制定について
- (14) 議案第14号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第15号 みやま市営住宅等整備基準条例の制定について
- (16) 議案第23号 平成25年度みやま市一般会計予算
- (17) 議案第24号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (18) 議案第25号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (19) 議案第26号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (20) 議案第27号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (21) 議案第28号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (22) 議案第29号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (23) 議案第30号 平成25年度みやま市用地特別会計予算
- (24) 議案第31号 平成25年度みやま市水道事業会計予算
- (25) 請願第1号 みやま市の障害のある子ども及び保護者の支援に関する請願
- (26) 請願第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願
- (27) 陳情第2号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書
- (28) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

(1) 発議第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書

午前9時32分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案第1号

○議長（壇 康夫君）

日程第1. 議案第1号 みやま市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長、よろしくをお願いします。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

おはようございます。それでは、総務文教常任委員長の報告をいたします。

議案第1号 みやま市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月8日、吉開総務部長、塚野秘書広報課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、現行条例の在職基準に基づいて、毎年行っております市政功労者への表彰について、今回、表彰に必要な在職年数を10年から8年に引き下げ、広く市政功労者の功績に報いることにより市政の一層の発展に資するため、条例の改正を行うものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第1号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市表彰条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第2 議案第2号

○議長（壇 康夫君）

日程第2. 議案第2号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第2号の総務文教常任委員会報告をいたします。

みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月8日、吉開総務部長、馬場総務課長、海谷高田支所長、加藤山川支所長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、山川支所及び高田支所での現在の主な業務内容が、市民生活部所管の業務となっているため、両支所の所管を総務部から市民生活部へ変更することに伴い、条例の改正を行うものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第2号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（壇 康夫君）

日程第3. 議案第3号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、議案第3号の総務文教常任委員会報告をいたします。

みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月8日、江崎教育部長、平木社会教育課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、公民館の支館長と支館主事の報酬額の差を改めるため、支館長報酬額を見直すことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

委員会では、慎重審議の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第3号の討論については、ただいまのところ通告があっていませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（壇 康夫君）

日程第4. 議案第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、坂口市民生活部長、梅津福祉事務所長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、障害者自立支援法が改正され、その名称が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となったことと、その他所要の改正がなされたことに伴い、関係条例について法律の名称、委員会等の名称及び対応条文等の改正を行うものとなっています。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（壇 康夫君）

日程第5. 議案第5号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第5号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、坂口市民生活部長、更原介護健康課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた地域密着型サービス等にかかる基準について条例で定めることとされていたため、国の基準を基本としながら地域性も鑑み、本条例を制定するものとしています。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第5号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（壇 康夫君）

日程第6. 議案第6号 みやま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第6号 みやま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、坂口市民生活部長、更原介護健康課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症に対して、国民の生命、健康を保護し、国民生活、経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、新型インフルエンザ

等緊急事態宣言がなされた場合、市が設置しなければならない対策本部に関し、必要な事項を条例で定めることとなったため、本条例を制定するものとしています。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第6号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（壇 康夫君）

日程第7. 議案第7号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

産業建設常任委員長より御報告をいたします。

議案第7号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、境都市計画課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、都市公園法が一部改正されたことに伴い、都市公園の設置、公園施設の設置について条例で定めることとされたため、及び都市計画法第29条の開発行為により帰属された都市公園渡瀬団地公園の供用開始に伴い、条例に追加することとなったため、みやま市都市公園条例について所要の改正を行うものであります。

委員会は、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第7号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例

の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（壇 康夫君）

日程第8. 議案第8号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第8号について御報告をいたします。

みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、産業建設常任委員会より審査の経過と結果の御報告をいたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、境都市計画課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る公園施設の設置について条例で定めることとされたため、条例を制定するものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第8号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（壇 康夫君）

日程第9. 議案第9号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第9号について御報告をいたします。

みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、道路法施行令の一部改正に伴い、本条例において道路法施行令を引用している条文について所要の改正を行うものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第9号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（壇 康夫君）

日程第10. 議案第10号 みやま市道路構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第10号について御報告をいたします。

みやま市道路構造の基準に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法が一部改正されたことに伴い、市が道路管理者である市道を設置、新設ですね、または改築する場合における道路の構造の一般的

技術的基準に関し必要な事項を定めるものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第10号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市道路構造の基準に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（壇 康夫君）

日程第11. 議案第11号 みやま市道路標識の寸法に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第11号について御報告をいたします。

みやま市道路標識の寸法に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法が一部改正されたことに伴い、市が道路管理者である市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関し必要な事項を定めるものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第11号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市道路標識の寸法に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（壇 康夫君）

日程第12. 議案第12号 みやま市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第12号について御報告をいたします。

みやま市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関し、条例で定めることとされたため、本条例を制定するものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第12号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第13 議案第13号

○議長（壇 康夫君）

日程第13. 議案第13号 みやま市準用河川条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第13号について御報告をいたします。

みやま市準用河川条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、梅崎建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、河川法が一部改正されたことに伴い、準用河川の適正な管理のために必要な事項について条例を制定するものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第13号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号 みやま市準用河川条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（壇 康夫君）

日程第14. 議案第14号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第14号について御報告をいたします。

みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、境都市計画課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市営住宅さくら団地の新設と堀池園団地及び東町団地の除却に伴い、条例の一部を改正するものであります。

別表第1では、みやま市営住宅堀池園団地及び東町団地の項を削除し、さくら団地を新たに搭載するもので、別表第2では、さくら団地駐車場を追加し、1台当たり2,500円の使用料を徴収する規定を定めるものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第14号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（壇 康夫君）

日程第15. 議案第15号 みやま市営住宅等整備基準条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

議案第15号について御報告をいたします。

みやま市営住宅等整備基準条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、横尾建設都市部長、境都市計画課長及び関係係長に出席を求め、

委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本議案は、平成23年に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、市営住宅の整備基準について条例で定めることとされたため、本条例を制定するものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第15号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第15号 みやま市営住宅等整備基準条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第16～第24 議案第23号～議案第31号

○議長（壇 康夫君）

日程第16. 議案第23号 平成25年度みやま市一般会計予算から日程第24. 議案第31号 平成25年度みやま市水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。河野予算審査特別委員会委員長、お願いします。

○予算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

改めまして、おはようございます。予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第23号 平成25年度みやま市一般会計予算から議案第31号 平成25年度みやま市水道事業会計予算までの9件でございます。

審査の方法につきましては、議員全体で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が2月28日、3月7日、14日、19日の4日間、分科会は、3月8日、11日、12日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算について審査を行い、分科会では、各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

平成25年度みやま市一般会計予算規模といたしましては、16,250,000千円となっております。前年度と比較しまして、マイナス1.0%、158,000千円の減となっております。本年度の主要な事業といたしましては、安全・安心のまちづくり拠点となる消防庁舎の建設、防災行政無線の増設、また、急傾斜地崩壊対策事業などの防災事業の一層の強化が図られております。一方、ソフト事業では、中学校1年生に35人学級制を導入するなど教育の振興、また、延長保育やファミリーサポート事業、乳幼児医療の充実などの子育て支援、さらには農業後継者の結婚サポート事業の新規就農支援など農林水産業の振興などとなっております。

続いて、特別会計予算について申し上げます。

特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,929,706千円とし、前年度対比336,428千円の増で、率にして2.9%の増となっております。

続いて、水道事業会計について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を517,096千円と見込み、支出の事業費を493,861千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出について、収入を176,423千円、支出を327,834千円と見込んでおります。収支不足額の151,411千円については、損益勘定留保資金や減債積立金等で補填するものです。

以上が平成25年度予算の概要でございます。

本年度予算は、本市の課題に立ち向かい、明るく住みよい安全なまちを目指し、市長公約の着実な実行を推進するための、積極的な財源の配分を行った予算編成となっております。自主財源が少ない本市が持続可能な財政状況を維持するため、引き続き行政改革を推進し必要な財源を捻出することとともに、財政規律の維持を図ることが求められております。

それでは、審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、一般会計予算について申し上げます。

1、地方交付税については、地域の元気づくり事業要素を捉えた事業に取り組み増収に努めること。

2、職員の時間外勤務については、事務分担の平準化等を図り時間外勤務の縮減に努めること。

3、委託料については、厳格な査定を行い予算化すること。

4、PCBの汚物処理については、民間事業者に対しても周知徹底を図ること。

5、バス運行推進費補助金の西鉄バスの補助金については、現状の実態を踏まえ適正な予算執行に努めること。

6、南瀬高ふれあいステーション事業の実施に当たっては、自助、共助の精神を踏まえた委託事業の実施のあり方について検討されたい。

7、福祉事業交付金については、予算使途が明確になるように表現をわかりやすくすること。

8、老人クラブへの加入促進や活動支援の強化を望む。

9、福祉バス運営に当たっては、市民が認識しやすい色の車両を購入するなど、利用者の利便性強化に努め、さらなる運用改善を求める。

10、乳幼児医療費については、負担軽減対象者のさらなる拡大を検討されたい。

11、生活保護者についても健康保持啓発に努め、医療費縮減の取り組み強化を望む。

12、まいピア高田の太陽光発電システム設置工事の実施に当たっては、再度精査した上で入札を行い、適正な価格で執行すること。

13、潟土除去船の維持管理については、協定書を踏まえて前年度のとおり執行すること。

14、有害鳥獣駆除対策に対しては、対策は講じられているものの、年々被害が増大しているため、さらなる強化を求める。

15、商工業の活性化対策を強化されたい。

16、企業誘致政策を積極的に進めること。

17、安全性と利便性の向上を図るため、生活道路及び水路の早急な整備を進められたい。

18、消防団については、他団体、組織にも働きかけを強化し、団員の増加に努められたい。

19、中学校の少人数対応教育については、学力の向上が期待されるため、1年生に限らず、2年生、3年生にも引き続き実施できるように検討すること。

20、公民館支館事業の交付金については、旧町の考えで行ってあるので、市全体として見直しを図ること。

次に、特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

1、特定健診の実施については、第2期特定健康診査等実施計画をもとに受診率向上にさらなる取り組みを図られたい。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

老朽化した設備の改修に当たっては、計画に沿ったスムーズな進捗を図られたい。

以上、各会計予算について、指摘事項等について申し上げました。これからの行政施策に反映されることと、及び予算の適正な執行を要請し、議案第23号から議案第31号までの9議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の御報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

今、予算審査特別委員会委員長から、この審査の結果の報告がございました。一番末尾になりますが、この関係でも、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請するということですね。このことは、各委員会の中で分科会が設けられて、予算審査、慎重にやったわけですね。その中で、当然今、この指摘事項等も幾つまでですか、1番から20番までやっていただきました。6番目に、南瀬高ふれあいステーション事業の実施に当たってというようなことで、このことには、決算の中でもあったかと思いますが、これは、自助、共助の精神を踏まえた委託事業実施に、このあり方を適正に検討されてやっていただきたいというようなことを申し上げておりますが、実はきのう、市長から、このことについて賛成してくれというようなことでお電話あったわけです。これはどういうことですか。市長、

お尋ねいたします。

○議長（壇 康夫君）

まず、この内容では委員長報告に対する質疑をお願いしたいと思いますけど、17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

委員長、お答えください。そして、あれんときは委員長が市長にかわって答弁ばしてもらうてくださいね。議長、お願いしますよ。

○議長（壇 康夫君）

河野予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

指摘事項の6番の南瀬高ふれあいステーション事業の実施に当たっては、自助、共助の精神ということで、これは所管は、牛嶋議員も所管の委員でございますから、この点は十分審議されていることと思いますので、私から所管の云々は差し控えたいと思います。先ほどの議員の言われた市長に対しての答弁はお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

今、委員長のほうから差し控えたいということですけど、今回は、特別に市長のほうから手が挙がっておりますので、発言を許可したいと思います。西原市長。

○市長（西原 親君）

南瀬高のふれあいステーション、御案内のとおり、去年は、岡部先生が会長である盛り上げ隊に720千円の補助金を出しました。ことしも私は当然そこに出すほうがいいたろうと思って予算をつけましたところ、決算委員会でも、これはちょっともう少し考えたほうがいいのかというような指摘がございましたし、先日、川口議員さんからも、シルバーが非常に仕事がないからというようなことで、そういう質問がございましたので、いろいろ考えた末に、ちょっとこれはシルバーのほうにやった方がいいんじゃないかということで、この本会議ではっきりはしておりませんでしたけれども、シルバーのほうに、この補助金は差し上げたい、支給したいということを発言いたしました。

しかしながら、その件につきまして、総務委員会でさらに審議をしていただきましたところ、やはり問題であるというような指摘があったということで、そんならやはりシルバーにやらざるを得ないだろうと、こう思っておりましたところ、昨日の5時ごろ、総務委員長さ

んと岡部会長さんともう1人の方が、3人がお見えになって、どうしてもそれはおかしいと、今までやっておったのだから、非常にいいことをしているのだから、当然それは、議員の皆様方は賛成をするだろうということで、ぜひ考え直してほしいというような要請がございました。

したがいまして、牛嶋議員さんが総務委員会であるので、そして、しかも一番古参議員でありますので、総務委員には、御案内のとおり、野田先生もいらっしゃいますし、上津原先生もいらっしゃるし、川口副委員長もいらっしゃいますけど、正副委員長さんは別にして、一般の牛嶋先生に一番最初に何とか考え直してほしいと、それはどういうことですかとおっしゃったから、そういうふうな事情で、総務委員長さんまで見えましたので、総務委員会の合意を私は得られているのではないかと、もう一遍考え直すことということで、牛嶋先生に申し上げましたところ、総務委員会ではそういった見直しというようなことはあつていないと、自分はやはりこれはおかしいのではないかとということで平行線をたどって、じゃ、わかりましたということで電話を切りまして、きょう、あとの議員さんにどうですかと、今までどおりやったらどうですかということと言おうかと思っておりましたですけど、私の部屋に、また二、三人来られましてお話をしましたら、やはりほかの議員さんもそれはおかしいということでございまして、どうなるかわかりません。

ただ、きのう言われたのは、市長が議員を全部説得しなさいと、わからない議員には説得しなさいというようなことでした。レベルが少し低いんじゃないかとまで言われました。私は、議会に一々口出すのは市長がすべきことではない、議会制民主主義は、あくまでも市長が提案し、それを議会が議決しなければ、どんなにいいことでもされませんよということで返事をいたしておきました。そういうことございまして、私は、議会の皆さんにいろいろ説得するというのは私の本意ではないし、また、市長がそのようなことをすべきではないと、このように思っておるところでございますので、できればもう一回、総務委員会、あるいは皆さんのほうで話し合っていたいただきたいと思いますと思っておるところでございます。

○議長（壇 康夫君）

17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

これは、市長、先ほどちょっと説明いただく中で、岡部さん、それから委員長と、総務委員長とおっしゃいましたね。総務委員長で、当然もう皆さん御承知のごと、岡部さんは前議

会での総務委員長務められておりました。その意味ですか。それとも、現中尾総務委員長な
んですか。ちょっとその点を確認しますが。

○議長（壇 康夫君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

もちろん現中尾総務委員長さんでございます。

○議長（壇 康夫君）

これが最後になりますので、17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

最後ということであれば、もう特に、これは委員長、このようなことで、これは特別委員
会ということで審議されておるわけですが、これはどげんなつてですが、この審査審議した経
過ですね、意味。現総務委員長がそういうようなこと、これはちょっととんでもない話じゃ
ないですか。議長、どう思われますか。

○議長（壇 康夫君）

質疑の内容は、委員長にあれです。

○17番（牛嶋利三君）続

はい。

○議長（壇 康夫君）

お願いします。

○17番（牛嶋利三君）続

いや、だから、ちょっと待って、ちょっと待たんですか。3回ち言われることになる、
ちょっと問題が問題ですから、ですね。このことでこうでしたという答弁じゃ、それは終わ
らんですよ。どげんですかね。市長に、そういうふうなことを言うてこられたち、このこと
については、きょう、委員長報告いただいたけど、19日に取りまとめで報告もされとつです
よ。それは中尾議員が総務委員長として、岡部さんについてこられてどうだという、そうい
うふうなごたるフセンつけられるということは、それはとんでもない話じゃなかですか。そ
の内容としてもレベルが低い。どういうことですか、これは。とんでもない話じゃないです
か。ちょっとこういう私は総務委員会やったら、とてもじゃないけど委員会に所属しきらん
ですよ。3回、3回、この質問に対して3回で、これは、私は市長に聞きよる話で、議長が、

それは委員会の報告に対する委員長への質疑ですから……

○議長（壇 康夫君）

委員長への質疑ですので、御了承ください。

○17番（牛嶋利三君）続

それはもう理解できておりますけど、ちょっと舞台のかわってもらわないかんですよ、これは。これはちょっと休憩とってでん、議運の委員長、宮本委員長、これは協議をお願いしますよ。そして本会議に挑んでくれんですか。

○議長（壇 康夫君）

委員長の答弁はよろしいですか。

○17番（牛嶋利三君）続

いやいや、委員長答弁なもちろん要りますが、（「最後に言います」と呼ぶ者あり）ですね。要りますが、休憩とってもうろうてでん、これはちょっとぴしっとやってもうろうてからやなかげっと、私の3回の質問は終了できんですよ。

○議長（壇 康夫君）

質問の3回目はよろしいですか、これで。

○17番（牛嶋利三君）続

いやいや、だから休憩とってでんですね。

○議長（壇 康夫君）

いや、休憩とりますけど……

○17番（牛嶋利三君）続

やってもらわんといかんことですかたい。

○議長（壇 康夫君）

質問の内容を全部質問していただいて、答弁の間に休憩をとりたい。

○17番（牛嶋利三君）続

休憩をとってもらって、これはまだ（「重大な問題やろう、これは」と呼ぶ者あり）質問が、これはほんなって重大な話ですよ。（発言する者あり）

○議長（壇 康夫君）

2番議員の発言、ちょっと待っておいてください。休憩の途中でということですね。

○17番（牛嶋利三君）続

そうです。

○議長（壇 康夫君）

はい、わかりました。じゃ、ここで暫時休憩いたします。（「議長、質問をお願いいたします」と呼ぶ者あり）休憩いたします。（発言する者あり）再開はブザーでお知らせします。

午前10時37分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

予算審査特別委員会の委員長に対する質疑を継続してまいります。17番牛嶋利三君。

○17番（牛嶋利三君）

まず、冒頭、この特別委員会の会議進行を妨げるような形になりましたけれども、そのことをまずもって皆さんにおわびを申し上げたいと思います。

それでは、3回目ということで、委員長に対する質問をさせていただきますが、先ほど来、委員長報告に対するこの指摘事項の中でも6番の、南瀬高ふれあいステーション事業の実施に当たっての指摘を行っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、委員長である中尾総務委員長が、これはもう分科会の中でも取りまとめてやってある部分あたりを、この指摘事項として出しておるわけですよ。これを、きのう、そういうふうで市長に行かれた。市長としては、このことに対する賛成をというようなことで私に電話いただきましたから、それをちょっとどういう経緯かということでお尋ねしたわけですが、聞くところによると、かなり岡部さんも大きな声を出されて、要望じゃなくて恫喝にもとられるというような勢いだったそうです。市長も、先ほど説明いただきましたけれども、我々、議長も、みやま市議会19名の議員がレベルが低いというようなことだったそうです。全議員さんも心していただかなければいけないと思いますが、とにかくこの指摘事項の中で、きのう時間も随分遅くまで何人かの職員さんは居残りで対応されたそうです。要は、経費節減の一番根幹となる超勤関係あたりもないようにというようなことで努力をお願いしたいということで結んでありますけれども、全く無視するものですよね、そのような行為というのは。特別委員長が答弁されるとしても、その範囲が限られておりますので、その上は申しませんが、とにかく委員長、このようなことが絶対起きないようなことは、後ほど、また、議長にもよく相談していただいて、そして、本会議終了後、先ほども休憩中の中で議長もお話しいただいており

ますが、本会議終了後、また、議運という、もう全議員さんにかかわることですから、全協開催いただいて、そこでしっかりこのことに対する精査、検討をしていただくようお願いしておきまして、この件については、これで終わらせていただきます。

○議長（壇 康夫君）

じゃ、答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

それでは、ほか質疑ございませんか。5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

委員長への質問ですよね。

○議長（壇 康夫君）

はい。

○5番（瀬口 健君）続

今まで、予算決算特別委員会のたんびに、こうやって幾つもの指摘事項が出ますけど、これを執行部のほうはどう考えてあるのかというのが全くこっちにはわからないわけですね。この指摘事項について、どのように受けとめをされているのかというのが、いつの時点で、いつどういう考えで、いつ私たちに御報告をいただくのかと、そういう機会がございません。それで、今回のような問題等も起こるし、今までも、時間外勤務とか、福祉バスの件とか、あとは商工業の活性化とか、そういったものもいろいろ、もろもろ、何度も、これは出しておるわけですよ。それは難しい問題もありましようけれども、この指摘事項に対して、この委員長に答えを求めるのは酷かもしれませんが、今後、この指摘事項をどのように執行部のほうで取り計らっていただくのか、そこら辺の話し合いはされておりますんですかね、委員長としては。

○議長（壇 康夫君）

河野予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

この指摘事項は書き出すだけでは意味がないから、私は、それぞれの委員会で、これを、指摘事項の検証をぜひやっていただきたいと思います。今までそういった検証がなかったから、ただ、今こそ紙で書いた紙切れみたいな感じですけども、このそれぞれの分科会から出された指摘事項ですから、それぞれの分科会といいますか、委員会で、さらに検証していただいて、お前どん何しとるかというぐらいの気合いを入れていただくということで御了承

願いたいと思います。

○議長（壇 康夫君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

本当に今まで全くそういう機会がなかったので、今、委員長がぜひ各委員会のほうでやっていただくようにということでございますので、これはいいことだなと私は思っております。もう以前から、こういうことが、ほかの委員会で予算、分科会をされた分がどうなっておるのかというのが、私たち、ほかの委員会にはよくわかりませんよね。時々、傍聴に行ったりしますけれども、全部が全部、こちらのほうで把握できない、ほかの委員会はですね。ですから、せめて指摘事項なりは、ぴしっと各議員さん全員が共有するというので、執行部のほうもぜひこれを重要視されてやっていただかにかんということ、今、いい答えをいただきましたので、ぜひそういう機会を設けていただくように、委員長からも申し入れをしていただきたいと思いますというふうと思いますが、どうでございますかね。

○議長（壇 康夫君）

河野予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（河野一昭君）（登壇）

瀬口議員から言われたように、これは大変重要な案件でございますので、ぜひこういうことを実行したいと思っております。（「じゃ、どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（壇 康夫君）

それでは、ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

まず、議案第23号について討論を行います。議案第23号の討論については、ただいまのところ通告がございませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成25年度みやま市一般会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。

議案第24号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。

議案第25号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

議案第26号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。

議案第27号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

議案第28号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。

議案第29号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本件に対する委員長報告は原案可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

議案第30号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成25年度みやま市用地特別会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

議案第31号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 平成25年度みやま市水道事業会計予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第25 請願第1号

○議長（壇 康夫君）

日程第25. 請願第1号 みやま市の障害のある子ども及び保護者の支援に関する請願を議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

請願第1号 みやま市の障害のある子ども及び保護者の支援に関する請願について、厚生常任委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月11日に、坂口市民生活部長、更原介護健康課長、梅津福祉事務所長及び関係係長の出席と委員全員の出席のもとに、委員会を開催いたしました。

本請願は、発達障害児への早期に適切な療育や支援を可能とするために、発見のための有力な方法として、5歳児健診を実現するための検討委員会の発足。また、障害のある子供を持つ保護者の孤立や不安を取り除き、共助の関係を築くために、支援学校や支援学級に通う市内児童の保護者会発足とその支援を求めるものであります。

発達障害の早期発見の有効性については、デリケートな問題も抱えていることから慎重に図るべきであり、5歳児の健診実施は、教育委員会が実施する就学時健康診断との位置づけも検討が必要と解するところであります。また、保護者会の発足については、保護者の皆さんみずからの意思によるところのものであり、小・中学校の保護者については、教育部局との協議も必要であります。

趣旨は十分に理解できることから、委員会としては、慎重審議の結果、全会一致で趣旨採択とすべきものであると決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における協議の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第1号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。請願第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号 みやま市の障害のある子ども及び保護者の支援に関する請願については委員長報告のとおり趣旨採択されました。

日程第26 請願第2号

○議長（壇 康夫君）

日程第26. 請願第2号 T P P（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願を議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。瀬口産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（瀬口 健君）（登壇）

御報告をいたします。

請願第2号 T P P（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月12日に、坂本環境経済部長、大津農林水産課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本請願は、十分な国民的議論がないままT P Pへの参加判断を拙速に行うことは大きな問題であり、政権公約で示したT P Pに関する6項目の判断基準の堅持、徹底した情報開示と広範な国民的議論の実施、貿易政策に関する新たな基本方針の確立の対応をするよう、国へ意見書の提出を求めるものであります。

委員会では、慎重審議の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

請願第2号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、請願第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する請願については委員長報告のとおり採択されました。

日程第27 陳情第2号

○議長（壇 康夫君）

日程第27. 陳情第2号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書を議題とします。

本件については、厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

陳情第2号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書については、委員会といたしまして継続審議といたしました。

以上、厚生常任委員会における結果について御報告を申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

陳情第2号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。陳情第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、陳情第2号 「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求める意見書」提出を求める陳情書については、委員長報告のとおり継続審査と決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（壇 康夫君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいりたいと思います。

ここでお諮りします。発議第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号

○議長（壇 康夫君）

追加日程第1. 発議第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書を議題とします。

事務局長より朗読いたします。椛嶋議会事務局長。

○議会事務局長（椛嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで提出議員の説明を求めます。5番瀬口健君、お願いします。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

発議第2号の提案理由説明を申し上げます。

発議第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、国会及び関係省庁に対し意見書を提出するものであります。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により御説明をいただいたとおりでございます。皆様方の御賛同よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第2号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第2号 TPP（環太平洋経済連携協定）への対応に関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第28 閉会中の継続調査の申出について

○議長（壇 康夫君）

日程第28. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おき願います。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回みやま市議会定例会を閉会します。

午前11時39分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会議員 牛 嶋 利 三

みやま市議会議員 河 野 一 昭